

○鴨川市まちづくり市民会議実施要綱

平成 26 年 9 月 12 日

告示第 99 号

(目的)

第 1 条 この告示は、鴨川市総合計画の策定及び鴨川市都市計画マスタープランの改定に当たり、鴨川市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を実施することにより市民の意見を集約し、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(内容)

第 2 条 市民会議は、まちづくりに関する意見交換及び検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

(実施期間)

第 3 条 市民会議は、平成 26 年 11 月からおおむね 1 年の期間において実施するものとする。

(構成)

第 4 条 市民会議は、委員 30 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 公募による市民

(2) 健康、福祉、産業、防災、教育、スポーツ、文化等に関する団体の代表者

(3) 識見を有する者

(委員長及び副委員長)

第 5 条 市民会議に、委員長 1 人及び副委員長 3 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定するところにより、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 市民会議は、委員長が議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市長は、必要があると認めるときは、関係者を市民会議に出席させ、資料、情報等の提供を行うものとする。

(分科会)

第 7 条 市民会議は、必要に応じて分科会を設けることができる。

2 分科会の運営方法は、議長が市民会議に諮って定める。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、分科会の会議について準用する。

(謝礼)

第 8 条 市長は、市民会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において謝礼金を支給するものとする。

(庶務)

第 9 条 市民会議の庶務は、企画政策課及び都市建設課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、市民会議の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 27 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。